

認定証は更新が必要です

## 医療費が高くなったら・・・【高額療養費】

### 医療機関への支払いを自己負担額までとすることができます

#### 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入している人が、高額な入院費用を支払う場合、これら認定証の発行を受けることで、設定された自己負担限度額までとできる制度です。（保険適用外の部分については自己負担が必要です）

#### 認定証は毎年申請が必要です

認定証の期限は、毎年7月末日までで、毎年申請が必要です。すでに認定証を持っている人で、8月以降も引き続き継続を希望する人は、申請をしてください。  
**申請窓口** 国保年金課、支所、各出張所  
**申請に必要なもの** 国民健康保険証、印鑑（認印）  
**問い合わせ先** 国保年金課 ☎30-6112、FAX21-2220

#### 高額療養費の自己負担限度額（70歳未満）

※回数は、高額療養費の支給を申請する日の、直前の1年間における高額療養費の支給回数を表します。

適用区分	所得区分	3回目まで	4回目以降	入院時の1食あたりの食事代	
				90日までの入院	90日を超える入院
A	上位所得者 同一世帯のすべての被保険者について、年間所得額の合計が、600万円を超える世帯に属する人	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%	83,400円	260円 (標準負担額)	
				210円	160円
B	一般 上位所得者・住民税非課税世帯のいずれにも該当しない人	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円	260円 (標準負担額)	
C	住民税非課税世帯 同一世帯の世帯主およびすべての被保険者が住民税非課税の人	35,400円	24,600円	210円	160円

#### 高額療養費の自己負担限度額（70歳以上）

区分	区分	外来	入院時の一時負担金	入院時の1食あたりの食事代	
				90日までの入院	90日を超える入院
低所得者II	同一世帯の世帯主およびすべての被保険者が住民税非課税の人	8,000円	24,600円	210円	160円
低所得者I	同一世帯の世帯主およびすべての被保険者が、年金収入が80万以下で、ほかの所得がない人	8,000円	15,000円	100円	

## 食中毒に用心!

高温多湿の日本の夏は、食中毒を起こす細菌の繁殖に最適な季節です。食中毒を起こす食べ物、色や臭いで判断することができません。次に紹介する食中毒予防3原則を守って、食中毒を予防しましょう。

### 菌を「つけない」

- 調理の前には必ず手を洗う。
- 肉、魚卵を触ったら、必ず手を洗う。
- 肉、魚を切った包丁やまな板など、調理器具はよく洗い、消毒をする。
- また、野菜は別のまな板で調理する。

### 菌を「増やさない」

- 新鮮な食材を購入し、すぐに冷蔵庫で保存する。
- 凍った食品は、冷蔵庫内か電子レンジで解凍する。室温で長時間かけて自然解凍すると菌が増殖します。

### 菌を「やっつける」

- 食品の中心部までしっかりと加熱する（中心部を75℃で1分以上）。
  - 汁物を再加熱するときは、必ず沸騰させる。
  - 野菜など、生で食べるものは、流水でじゅっぶん洗う。
  - まな板、ふきんなどは、漂白剤や熱湯で消毒し日光で乾燥させる。
- 問い合わせ先** 国健康推進課 ☎24-0816番、FAX24-5870番

## 8月1日から父子家庭の皆さんにも 児童扶養手当が支給されます

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭（ひとり親家庭）の自立を支援するため、支給される手当です。8月1日(日)より、支給対象が拡大され、父子家庭にも支給が開始されます。※8月～11月分が支給されるのは12月です。

今回、拡大された制度と申請の流れを紹介します。  
**問い合わせ先** 子育て支援課 ☎23-95900番、FAX26-17688番



### 手当を受けることができる人 (受給資格者)

次のいずれかに該当する児童を監護し、かつこの児童と生計を同じくしている父。(国籍問わず)  
 なお、児童とは、18歳到達以後における最初の3月31日以前の人、または20歳未満で中度以上の障害のある人です。

- ①父母が離婚した児童
- ②母が死亡した児童
- ③母が重度の障害の状態にある児童
- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥母が引き続き1年以上拘禁されている児童 など

### 児童扶養手当の額(月額)

児童の数や受給資格者の所得などにより決まります。

- 児童1人の場合  
 全部支給 4万1,720円  
 一部支給 9,850円～4万1,710円
- 児童2人以上の加算額  
 2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円

### 申請時期と支給について

- ▼支給は、4か月ごとに支給し、8月～11月分の支給は12月です。
- ▼すでに父子家庭としての支給要件に該当している人は、8月1日(日)より前でも申請ができます。
- ▼11月30日(火)までに申請すると、次の取り扱いになります。

○7月31日(土)までに支給要件に該当している人  
 ↓11月30日(火)までに申請すれば、8月分から支給します。  
 ○8月1日以降、11月30日(火)までに支給要件に該当した人  
 ↓11月30日(火)までに申請すれば、要件に該当した日の翌月分から支給します。

▼11月30日(火)を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。  
 ※なお、面接により、状況の確認をさせていただきます。

### 申請から支給までの流れ

